

2026-9-18 令和8年度第2回食品衛生基準審議会食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会伝達性海綿状脳症対策調査会

14時00分～14時30分

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより「令和8年度第2回食品衛生基準審議会食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会伝達性海綿状脳症対策調査会」を開催いたします。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議は対面及びオンラインを組み合わせて開催いたします。傍聴についてはYouTubeライブ配信により実施し、後日、消費者庁ウェブサイト議事録を公開することとしています。会議の配信中、オンライン会議の録画・録音・撮影は御遠慮ください。

初めに、食品衛生・技術審議官の及川より御挨拶申し上げます。

○及川審議官 ただいま御紹介いただきました消費者庁食品衛生・技術審議官の及川でございます。

委員及び参考人の皆様方におかれましては、御多忙の中、本調査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

本調査会は、牛海綿状脳症(BSE)に対する国内体制について検討を行うに当たりまして、専門的な見地から調査・審議を行う必要があることから、食品衛生基準審議会食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会の下に設置されたものでございます。

国内と畜牛に関わる特定危険部位(SRM)の範囲の見直しにつきましては、平成27年に食品安全委員会に諮問を行いまして、本年6月に評価結果が取りまとめられ、答申をいただいたところでございます。

本日は、食品安全委員会の評価結果を踏まえた国内措置の見直しとしまして、食品、添加物等の規格基準に規定する牛の脊柱に係る規制の見直しについて御議論いただくこととしております。本調査会での御議論を踏まえまして、今後、部会において規格基準の改正について御審議いただく予定となっております。

委員及び参考人の皆様方におかれましては、それぞれ専門的なお立場から忌憚のない御意見を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

本日は、どうぞよろしくお願いします。

○事務局 続きまして、本日の委員の皆様の出席状況を御報告いたします。

本日は、本調査会に所属する4名の委員の先生方に御出席をいただいております。名簿に沿って委員の先生方を御紹介させていただきます。工藤由起子委員、郷野智砂子委員、堀内基広委員、森田幸雄委員でございます。

また、本日は参考人として御出席いただいている先生方についても御紹介いたします。岩丸祥史参考人、佐藤克也参考人、水越由佳参考人でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以降の進行は工藤調査会長にお願いいたします。

工藤調査会長、よろしくお願いいたします。

○工藤調査会長 調査会長を務めます工藤でございます。議事進行の御協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、事務局から配付資料の確認をお願いします。

○事務局 それでは、事務局から資料の確認をさせていただきます。事前にお送りしておりますが、議事次第、委員名簿、資料1-1、資料1-2及び参考資料1～3になります。資料の不足等がございましたら事務局までお知らせください。

また、会議の進め方の留意事項になりますが、オンラインで御参加の方におかれましては、本日の会議の進行についてはオンライン会議の事前共有事項に沿って進めますので、接続トラブルがあった場合等、御確認をよろしくお願いいたします。

御発言いただく際はマイクをオンにいただき、御発言が終わりましたらマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、チャット機能にて御連絡いただきました場合にも随時対応いたしますので、必要に応じて御活用ください。

事務局からは以上でございます。

○工藤調査会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題1「牛の脊柱に係る規格基準の改正について」に関して、事務局より説明をお願いします。

○事務局 御説明させていただきます。資料1-2を御準備ください。

1枚目、BSE国内対策に係る規制の見直しについて食品安全委員会へ諮問を行っていましたが、本年6月に評価結果が答申されたことから、本調査会において脊柱に係る管理措置を御審議いただくものでございます。

中段にございますBSE国内対策の見直しに係る経緯について御説明させていただきます。BSE国内対策の一つとしまして、プリオンが蓄積する部位を特定危険部位（SRM）として定めて除去を行っているところでございますが、背景としまして世界的なBSEリスクが減少している状況を踏まえ、国内措置、国境措置の見直しを行ってきたこと、諸外国においてもBSE対策の見直しを行っていること等から、国内と畜牛のBSE検査対象月齢及びSRM範囲の見直しについて、平成27年12月に食品安全委員会に評価を依頼いたしました。

このうちSRMの範囲につきましては、「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱」から「30か月齢の頭部及び脊髄」に変更した場合、すなわち全月齢の扁桃及び回腸遠位部と30か月齢以下の脊柱をSRMから除外するといったリスクを比較することについて評価依頼を行っております。

SRMにつきましては、と畜場で除去される部位についてはと畜場法、牛海綿状脳症特別措置法において、また、食肉処理場で除去される部位、脊柱になりますけれども、こちらは食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準により規制されており、令和6年4月に食品衛生基準行政が消費者庁に移管したことにより、脊柱に係る規格基準の改正につきまし

ては食品衛生審議会に設置されました本調査会にて御審議をいただくこととなっております。

なお、一番下に書いてございますけれども、過去の経緯といたしましては、平成28年11月に開催されました厚生労働省の伝達性海綿状脳症対策部会において、食品安全委員会の評価結果を踏まえて必要な管理措置を実施すると御報告を申し上げているところでございます。

次のスライドでSRMについての規制の状況について御説明をいたします。SRMにつきましては、と畜段階において特定部位の除去等について適切に実施しなければならないこととされており、食品衛生法に基づきBSE発生国、または発生地域において使用された牛、こちらは特定牛ですけれども、こちらの肉を販売する場合には脊柱を除去しなければならないこと。食品の製造加工等に当たっては、特定牛の脊柱を原材料として使用してはならないこととされております。

下段のこれまでの経緯でございますけれども、平成13年10月にSRMが設定されまして、平成16年にはSRMに脊柱が追加されております。その後、平成25年に30か月齢以下の頭部、脊柱及び脊髄をSRMから除外する見直しを行い、今回、全月齢の扁桃、回腸遠位部、30か月齢超の脊柱をSRMから除外することについて、食品安全委員会に諮問を行っていたという状況でございます。

次のスライドは食品安全委員会からの評価結果の概要でございます。

1のハザードの特定になりますけれども、生体牛のリスクに係る措置及び食肉処理に関連したリスクに係る措置の点検結果から、評価の前提となります国内におけるBSEリスク管理措置の有効性が確認されました。国内における定型BSEの発生状況を踏まえ、現状のBSEリスク管理措置を前提とすれば、今後、日本において定型BSEが発生する可能性は極めて低く、定型BSE感染牛に由来するこれらの部位を検討対象から外したとしても、現状のリスクに影響を及ぼすとは考えがたい。

また、非定型BSEにおける、PrP^{Sc}の分布等を踏まえ、非定型BSE感染牛に由来する扁桃及び消化管を検討対象から除外したとしても現状のリスクに影響を及ぼすとは考えにくいとされ、最後の太字の部分ですけれども、非定型BSE感染牛に由来する30か月齢超の脊柱に含まれるDRG、すなわち背根神経節となりますけれども、こちらに蓄積するPrP^{Sc}をハザードとして特定し、人への健康影響を検討することとされました。

次のスライドは評価のまとめ部分の抜粋となっております。これら非定型BSE感染牛に由来するDRGに含まれるPrP^{Sc}により、人がvCJDを含む人のプリオン病を発症する可能性について検討されております。

2つ目のパラグラフになりますけれども、非定型BSEの発生状況に関し、2016年評価では日本における2歳以上の牛100万トン当たりの非定型BSE発生頻度は年当たりL-BSEが0.07頭としているが、それ以降も現在までに国内において非定型BSEの発生は確認されていない。世界における非定型BSE発生状況を踏まえても、その発生頻度は非常に低いものと考え

られるとされております。

3つ目のパラグラフになりますが、実験動物を用いた人への感染性を検討した知見では、H-BSEの人への感染を示唆する報告は得られておらず、L-BSEについては非ヒト霊長類への感染、または感染の可能性を示唆する報告が得られているが、経口感染の確率を示す知見の集積には至っておらず、実社会における食品を介した暴露との乖離、DRGの感染価を踏まえれば感染確率はさらに低くなると想定されており、疫学的に非定型BSEと人とプリオン病との関連を示唆する報告は、これまでに確認されていないとされております。

加えて、ばく露状況に関する現状について言及した上で、5つ目のパラグラフになりますが、非定型BSEの発生状況、臨床症状を呈した牛が適切に排除された場合には、当該牛がフードチェーンに入る可能性自体考えにくいことを考慮すれば、消費者が食品を通じてハザードにばく露される量は極めて少ないとされまして、最後の太字部分ですけれども、非定型BSE感染牛に由来するDRGに含まれるPrP^{Sc}により、人がvCJDを含む人のプリオン病を発症する可能性が高まるとは考えにくいと評価されております。

次のスライドは食品健康影響評価でございます。諮問事項である国内と畜牛に関するSRM範囲変更について、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部及び脊髄」に変更した場合のリスクの差は非常に小さく、食品を介した人への健康影響は無視できると考えられる。なお、本評価は今回評価した以外のBSEリスク管理措置及び現時点で得られる水準の科学的知見に基づくものである。引き続き非定型BSEに係る知見の収集に努めるとともに、関連状況の経時的把握に努めることが重要であるとされております。

以上の結果を踏まえまして、牛の脊柱に係る規格基準の見直しについて御検討いただきたいと考えております。

なお、扁桃と回腸遠位部については、別途厚生労働省で検討されております。

また、附帯事項の内容につきましては、引き続き関係機関と連携を図りながら関連情報の把握に努めてまいりたいと考えております。

次のスライドは規定の見直し案でございます。現行の規定から、脊柱に関しましては30か月齢超の脊柱をSRMから除外する改正を行ってはいかがかと考えております。

下のほうには現行の規制を記載しております。こちらの下線部でございますが、BSE発生源又は発源地域で飼養された牛、こちらは特定牛としておりますが、こちらの肉を直接一般消費者に販売する場合には脊柱を除去しなければならない。食品を製造し、加工し、又は調理する場合には、特定牛の脊柱を原材料として使用してはならないとされておまして、特定牛のうちリスク評価結果を踏まえて食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域で使用された30か月齢以下の牛が除外されております。

こちらの特定牛の除外規定について改正を行いまして、リスク評価結果を踏まえて、30か月齢超の牛についても除去不要とする規定を新たに設けてはいかがかというものでございます。

次のスライドは脊柱の規定の見直しについてイメージとしてお示ししたものとなっております。ピンク色の部分が脊柱の除去が必要な特定牛、BSE発生国由来の牛でございますけれども、右下の青い枠で囲っている部分が特定の国等、リスク評価の結果を踏まえて食肉の加工に係る安全性が確保されている国又は地域となっております。現状ではここから特定の国等で使用された30か月齢以下の牛、黄色い長方形の部分になりますけれども、こちらが除外されているという状況でございます。

今般、こちらの特定の国等のうち、リスク評価の結果を踏まえて脊柱の除去が不要と認められる国又は地域で使用された30か月を超える牛についての規定を新たに設けることとしたいと考えております。こちらのオレンジの部分で囲っております「今回の改正で新設」と書いてあるところでございます。現状では、こちらに該当する国は日本のみということになります。

次のスライドは告示改正のポイントとしてお示しをしております。現状の告示ではBSE発生国又は発生地域において使用された牛、こちらは特定牛としておりますけれども、こちらの肉を直接一般消費者に販売する場合には脊柱を除去しなければならないとされておりますが、こちらの特定牛から除くものとしまして、現行では下の①の食品健康影響評価の結果を踏まえて、食肉の加工に係る安全性が確保されていると認められる国又は地域において使用された月齢が30月の牛を除いております。

今般、こちらに加えて、その下の②、ピンク色の枠内のものとなりますけれども、特定の国等を規定した上で、そのうち食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に当たり月齢が30月を超える牛の脊柱の除去が不要と認められる国又は地域において飼養された月齢が30月を超える牛を新設しまして、リスク評価を受けた国の30か月齢超の牛の脊柱を特定牛から除外するというものでございます。

次のスライドが実際の告示の改正案ということで、赤字部分が今回の改正案部分となっております。

次のスライドは添加物及び器具・容器包装の製造基準における取扱いについて、でございます。先ほどは食品に係る基準でございましたが、添加物及び器具・容器包装の製造基準においても牛の脊柱に係る規定がございまして、こちらで特定牛の定義を用いて基準が設定されております。今回、食品において使用可能とするものにつきまして、添加物等についても使用して問題ないと考えられますので、食品と同様の定義を用いることにしたいと考えております。こちらは具体的な文言の修正等はございません。

次のスライドは今後の予定でございます。本日の御審議いただいた結果を踏まえまして、食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会にて御審議をいただきまして、その後、食品衛生審議会へ御報告、告示改正の手续等を実施したいと考えております。

事務局からの御説明は以上になります。御審議、どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤調査会長　ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、委員、参考人から御意見や御質問はありませんでし

ようか。

郷野委員、お願いします。

○郷野委員 全国消団連の郷野です。BSEは消費者に大きな不安を与えた食品安全上の重要な課題であったと思います。規制が見直される際には、安全性がどのような根拠で担保されているのかを消費者に分かりやすく説明していただくことが重要だと考えております。見直し後も対象の牛に対するモニタリング検査体制を継続していただき、消費者への丁寧なリスクコミュニケーションに努めていただきたいと思います。

質問等ではなかったのですが、よろしくお願いいたします。

○工藤調査会長 ありがとうございます。

森田委員、いかがでしょうか。

○森田委員 森田です。私もと畜検査員を以前やっております、経過を見ていますと、世界的、あとは日本のモニタリング制度もしっかりしておりますし、獣医師が検査しているというのも日本独特なものですし、かなり安全性は担保されているのかなと、BSEの発生源というところで見ると定型で、非定型をどうされるかというところでも科学的にもかなり抑えられているので、この措置はもういいのではないのかなと私は思っています。

以上です。

○工藤調査会長 ありがとうございます。

堀内委員、いかがでしょうか。

○堀内委員 事務局からの説明に対しては、特に質問・意見等はないのですが、今日、参考人として出席いただいている岩丸先生と佐藤先生は、恐らく食品安全委員会の食品健康影響評価に関わったということで参考人として呼ばれていると理解しているので、できれば彼らに質問したいことがあるのですけれども、ここでもよろしいでしょうか。

○工藤調査会長 どうぞお願いします。

○堀内委員 食品健康影響評価に何か言うわけではないのですけれども、2点、食品安全委員会での議論の感触を教えてください。

1点目は、定型BSEはもうリスクコントロールされている。非定型BSEに由来するDRGに関するリスクという話になっているのですけれども、そこで人がvCJDを含む人のプリオン病という文言を使われているのがものすごく慎重なような気がして、L-BSEが人に恐らく伝達したときにはvCJDにはならないとサルの実験結果から思われるのですけれども、ここにまだvCJDを残している理由というのがあれば、あるいは、議論の過程で残したほうがいいだろうという話があったのであればお聞きしたいと思います。

佐藤先生、よろしいでしょうか。もし、何かあれば教えていただけないでしょうか。

○佐藤参考人 細かい議論はなかったのですけれども、堀内先生のおっしゃることは非常によく分かっています。食品安全委員会でもこの話があったのですけれども、細かい議論になっておりません。プリオン病のサーベイランス委員会で別の議論がありまして、同じようなミューテーションの病気だったとしても、ウェスタンブロットですると、例えばタ

イプ2であるべきものがタイプ1で認められるような疾患があつて、同じようなスコアに行くにしてもちょっと違うパターンというのが出てきています。そういうことを考えまして、細かくvCJDというところを書いたほうがいいのではないかと、個人的に、ここはサーベイランス委員会のここ数年間のデータを基に自分はそのように考えております。

以上です。

○堀内委員 ありがとうございます。

もう1点、これも評価に影響するものではないのですが、L-BSEを経口投与したサルの複数の臓器、リンパ節と中枢神経系、末梢神経、PMCAでPrP^{Sc}が増幅されてきたという事実はあると思うのですが、それを感染と捉えるのか、サルは発症には至っていないので感染ではないと捉えているのか、もし、食品安全委員会でそういう議論があったのであれば教えていただきたいです。岩丸先生にお聞きしたほうがいいですか。

○岩丸参考人 このPMCAの結果が何を示すのかというのは、食品安全委員会でもかなり議論になったのですが、今回の判断においてはImmunohistochemistry(IHC)、ウェスタンブロット、感染性のデータをもって現時点では判断しようという議論になったと私は理解しております。

以上です。

佐藤先生、補足があったらお願いします。

○佐藤参考人 補足はないのですが、今までのPMCAとRT-QuIC、非常に感度が高くて、感染性とウェスタンブロットの感度についてとかについてもかなり議論があったのですが、今回の試案に対しては問題がないということになりましたので、そのような結果に基づくという形になると思います。

以上です。

○堀内委員 よく分かりました。どうもありがとうございました。

○工藤調査会長 ありがとうございます。

詳細な食品安全委員会での評価の在り方とか、細かい専門的な点についても御確認いただけたのかなと思います。

ほかにございませんでしょうか。

私のほうから、今日の資料の15ページの参考というところで、と畜と食肉処理についての詳しい写真入りの図表が載っております。消費者庁の審議会では脊柱、食肉処理場の中に入ってから部分除去ということで、厚労省とは分けて審議しているということになり、よく分かりやすく示してあると思いました。

ほかに御意見等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、どうもありがとうございます。

本日の審議において、脊柱の除去が必要な特定牛から食品健康影響評価の結果を踏まえ、食肉の加工に当たって除去が不要と認められる国又は地域、現時点では日本のみですが、30か月齢超の牛を除く改正を行う。すなわち国内と畜牛に関して30か月齢を超える牛につ

いても食肉の加工に当たって除去が必要な部位(SRM)から脊柱を除くということについて、認めるということによろしいでしょうか。

もし、御意見のある場合は、この場で御発言をお願いいたします。御了承いただける場合は、コメント欄に異議なし等の御入力をお願いできますでしょうか。御発言でも結構ですので、お名前と御発言をお願いできればと思います。

ただいま全委員の先生方から御了承いただける、意義なしというコメントを入力いただきました。

では、本日の結果を食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会へ報告いたします。

議題1については以上ですが、委員、参考人の先生方から、そのほかに何か御発言はありますでしょうか。

ほかに御発言がないようでしたら、事務局から今後の予定について説明をお願いします。

○事務局 今後の手続としまして、本調査会の結果を食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会へ報告し、当該部会議にて審議し、部会の報告書を取りまとめ、審議会へ報告いたします。その後、所定の事務手続を進める予定です。

事務局からは以上です。

○工藤調査会長 ありがとうございます。

続いて、議題2として「その他」がありますが、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 事務局からは特にございません。

○工藤調査会長 それでは、ほかになければ、以上をもちまして本日の調査会を終了いたします。

委員の先生方、参考人の先生方、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。